

京都市告示第 9 号

地方自治法第243条の2第1項及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、京都市文化財ボックス等（以下「ボックス等」という。）の販売に係る公金の収納、徴収事務を委託します。

令和8年4月1日

京都市長 松井 孝治

1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地

(1) 公益社団法人京都市観光協会

京都府京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384 ヤサカ河原町ビル8階

(2) 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

京都府京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265-1

(3) 公益財団法人きょうと京北ふるさと公社

京都府京都市右京区京北上弓削町段上ノ下2-1

(4) 一般社団法人京都市交通局協力会

京都府京都市右京区太秦下刑部町12

2 京都市公金収納受託者に収納、徴収事務を委託した歳入の種類

ボックス等の物品売払代金

3 京都市公金収納受託者として指定した日

令和6年4月1日

4 京都市公金収納受託者へ収納、徴収事務を委託した日

令和8年4月1日

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)